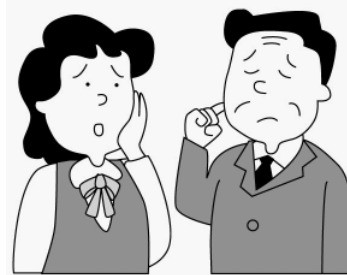


知っていますか？あなたの権利。

解雇、雇い止め

法律では「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と解雇を規制しています。また、雇用期間の定めがある場合でも契約が繰り返されると事実上の常用労働者と見なされ雇い止めはできません。



最低賃金、割増賃金

法律では最低賃金が定められていて、それ以下で働かせることはできません。栃木県は時間給で現在は 687 円で 2010 年 10 月 7 日以降は 697 円となります。また残業や休日の労働の場合 25 %、休日の残業では 35 %、さらに午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働にはさらに 25 %の割増賃金を払わなくてはなりません。

労働組合

労働組合の加入や結成は憲法で保障された権利です。行政への届け出も、社長の許可も必要ありません。でも少しは知識が必要です。労働組合は要求実現の手段ですからどう活動するかが大事です。労働組合があるだけではだめです。労働組合に入りたい、作りたいと思ったらまずお電話を。

有給休暇

どんな労働者も、勤務して半年を過ぎ、その出勤率が 8 割を超えれば 10 日間の有給休暇が付与されます。派遣でも臨時でも条件は同じです。パートであればその労働時間に見合った有給が付与されることになっています。しっかり働くためにも休みをしっかりと取得しましょう。

パート、派遣、臨時など

パートや派遣、臨時労働者など、いわゆる不安定雇用と言われる身分で働く皆さんも、働き方の基本は労働基準法です。不安定な雇用であっても、それを守る法律はきちんと存在しています。権利がないとあきらめてしまったりしてはいけません。また、当然のことながら労働組合に入ったり、つくったりすることも当然の権利です。

